

岩手県告示第661号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課名	事業名	課名	事業名
〔略〕		〔略〕	
流通課	いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわて6次産業化ネットワーク活動推進交付金、いわて短角牛ブランド力強化事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業費補助、グローバル産地づくり推進事業費補助、コメ加工品等輸出拡大緊急対策整備事業費補助、輸出用食品製造施設等整備緊急支援事業費補助、青果物等価格安定対策等事業費補助及び県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費補助	流通課	いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわて6次産業化ネットワーク活動推進交付金、いわて短角牛ブランド力強化事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業費補助、 <u>食品の輸出向けH A C C P 等対応施設整備緊急対策事業費補助</u> 、グローバル産地づくり推進事業費補助、コメ加工品等輸出拡大緊急対策整備事業費補助、輸出用食品製造施設等整備緊急支援事業費補助、青果物等価格安定対策等事業費補助及び県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費補助
〔略〕		〔略〕	
畜産課	畜産技術指導促進対策費補助、日本短角種集団育種推進事業費補助、馬産振興総合対策事業費補助、いわて和牛改良増殖対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、大家畜経営活性化資金利子補給補助、肉用子牛価格安定対策費補助、肥育豚価格安定対策費補助、ブロイラー価格安定対策費補助、和牛肥育経営安定特別対策費補助、乳用牛群総合改良推進費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産競争力強化整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産G A P普及推進事業費補助、肥育経営生産基盤強化緊急支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、肉用牛	畜産課	畜産技術指導促進対策費補助、日本短角種集団育種推進事業費補助、馬産振興総合対策事業費補助、いわて和牛改良増殖対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、大家畜経営活性化資金利子補給補助、肉用子牛価格安定対策費補助、肥育豚価格安定対策費補助、ブロイラー価格安定対策費補助、和牛肥育経営安定特別対策費補助、乳用牛群総合改良推進費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産競争力強化整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産G A P普及推進事業費補助、肥育経営生産基盤強化緊急支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、肉用牛

肥育経営安定対策緊急支援事業費補助、畜産基盤再編総合整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び野生動物侵入防止緊急支援事業費補助	肥育経営安定対策緊急支援事業費補助、 <u>農場バイオセキュリティ向上</u> 対策事業費補助、畜産基盤再編総合整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び野生動物侵入防止緊急支援事業費補助
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。